

海外旅行傷害保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程（以下「旅行行程」といいます。）中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金（死亡保険金、後遺障害保険金または治療費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

第2条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

第1項の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は当社が妥当と認める時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

- (1) 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関（以下この条において「交通機関」といいます。）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- (2) 交通機関の搭乗予約受付業務に瑕疵があったことによる搭乗不能
- (3) 被保険者が医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の治療を受けたこと。

前項の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、当社が妥当と認める時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

- (1) 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- (2) 被保険者に対する公権力による拘束
- (3) 被保険者が誘拐されたこと。

第1項、第3項および前項の規定にかかわらず、当会社は、次の各号に掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険料領収前に生じた事故
- (2) 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた事故

第2章 保険金を支払わない場合

第3条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染

当会社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をういて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。
- (2) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が操縦している間

第3章 保険金の種類および支払額

第5条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額（すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

第30条（死亡保険金受取人の指定または変更）第1項から第3項までの規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第30条（死亡保険金受取人の指定または変更）第5項の死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、保険金額に別表1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

別表1の各号に該当しない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1号(3)、(4)、第2号(3)、第4号(4)および第5号(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7号から第9号までに掲げる上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

すでに身体に障害のあった被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2の各号のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、すでにあった身体の障害（以下この項において「既存障害」といいます。）がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する割合から、既存障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害保険金を支払います。

前各項の規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（治療費用保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療（義手および義足の修理を含みます。以下この項において同様とします。）を要したときは、次の各号に掲げる金額で、当社が妥当と認めた金額を治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

(1) 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

イ．医師の診察費、処置費および手術費

ロ．医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ハ．義手および義足の修理費

ニ．X線検査費、諸検査費および手術室費

ホ．職業看護婦（日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。）費

ヘ．病院または診療所へ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この項において同様とします。）した場合の入院費

ト．入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないことなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。以下この項において「ホテル」といいます。）の室内で医師の治療を受けたとき（医師の指示によりホテルで静養するときを含みます。）のホテル客室料

チ．入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

リ．救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

ヌ．入院または通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。）のための交通費

ル．入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）。ただし、日本国内（被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

ヲ．治療のために必要な通訳雇入費

(2) 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害について20万円を限度とします。

イ．国際電話料等通信費

ロ．入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。）

(3) 被保険者が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

イ．被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

ロ．被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

前項の治療費用保険金の支払は、1事故に基づく傷害について保険証券記載の治療費用保険金額（以下「治療費用保険金額」といいます。）をもって限度とします。

第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が同項の費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を治療費用保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{治療費用}}{\text{保険金の額}}$$

第1項の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から同項第1号または第3号に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者が当該機関への治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者が当該費用を支出したものとみなして前3項の規定により算出した治療費用保険金を当該機関に支払います。

第8条（保険金等の削減）

当会社は、被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間に被った第1条（当会社の支払責任）の傷害に対し、保険契約者があらかじめこれらの運動等に対応する当会社所定の割増保険料（以下この条において「割増保険料」といいます。）を支払っていないときは、次の割合により、死亡保険金または後遺障害保険金については保険金を、治療費用保険金については治療費用保険金額を削減します。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{保険期間を通じてこれらの運動}} \\ \text{領収した保険料} + \text{等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料}$$

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となったときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（当会社の支払責任）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第11条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下この項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、告げなかった事実または告げた不実のことが、身体の傷害に対して保険金を支払うべ

き他の保険契約または特約（以下「重複保険契約」といいます。）に関する事項である場合には、当会社は、保険契約者または被保険者に故意および重大な過失がなかったときにも、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 第31条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
 - (2) 第31条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
 - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 当会社が保険契約締結の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が、第1条（当会社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合（第1項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。）なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当会社に告げて当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
 - (4) 当会社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合。ただし、同項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。

保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。ただし、同項ただし書の規定については、この限りではありません。

第1項の規定による解除が傷害の生じた後になされた場合でも、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険料の返還または請求 - 告知義務）

前条第1項の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、同項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。

前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者とその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、

保険金を支払いません。

第 13 条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第 14 条（職業または職務の変更に係る通知義務）

保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くときまたは保険証券記載の職業に就いていない被保険者がその職業をやめるときも前項と同様とします。

第 15 条（保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更に係る通知義務）

前条の規定による通知を受けた場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、前条の規定による変更があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、死亡保険金または後遺障害保険金については保険金を、治療費用保険金については治療費用保険金額を削減します。ただし、その職業または職務に従事していない間に生じた事故による傷害については、この限りではありません。

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が前条の規定による手続きを怠った場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときも前項と同様とします。

第 16 条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第 5 章 保険契約の無効、失効および解除

第 17 条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第 3 号において同様とします。）に詐欺の行為があったとき。
- (2) 他人を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかったとき。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合には、この限りではありません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

第 18 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、第 5 条（死亡保険金の支払）第 1 項の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡したときは、保険契約は効力を失います。

第 19 条（保険料の返還 - 無効、失効の場合）

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合にはすでに払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第 20 条（保険契約の解除）

当社は、第 13 条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第 16 条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第 1 項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。次項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項のほか、当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の 30 日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったことが判明した場合
- (3) 前 2 号のほか、当社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
前 2 項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
 - (1) 第 31 条（保険契約者の変更）第 3 項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
 - (2) 第 31 条（保険契約者の変更）第 3 項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
 - (3) 前 2 号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 1 項の規定による解除をした場合には、第 13 条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。

第 1 項の規定に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日からその

日を含めて 30 日以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失により第 13 条（重複保険契約に関する通知義務）の規定による申出を怠り、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。

第 21 条（保険契約解除の効力）
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 22 条（保険料の返還 - 解除の場合）

第 20 条（保険契約の解除）第 1 項または第 2 項の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第 20 条（保険契約の解除）第 4 項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第 6 章 事故の発生および保険金請求の手続

第 23 条（事故の通知）

被保険者が第 1 条（当社の支払責任）の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第 3 項において同様とします。）は、その原因となった事故の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。第 25 条（当社の指定医による診察等の要求）第 1 項において同様とします。）を求めたときは、これに応じなければなりません。

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前 2 項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。

第 24 条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第 3 項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするとき（第 7 条（治療費用保険金の支払）第 4 項の規定により被保険者が当社と提携する機関への治療費用保険金の支払を当社に求めることを含みます。）は、別表 4 に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

当社は、別表 4 に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

被保険者または保険金を受け取るべき者が前 2 項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第 25 条（当社の指定医による診察等の要求）

当社は、第 23 条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師による被保険者の身体の診察または死体の検案を行うことを求めることができます。

前項の規定による当社の申出について、正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、保険金を支払いません。

第 26 条（支払通貨および為替交換比率）

当社が保険金を支払うべき場合には、保険金支払地の属する国の通貨（以下この条において「支払通貨」といいます。）をもって行うものとします。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨に換算します。ただし、当社が被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）からの申出を承認した場合は、保険金の支払額が確定した日の前日以外の日における交換比率により支払通貨に換算するものとします。

- (1) 保険証券において保険金額または治療費用保険金額を表示している通貨と支払通貨が異なるとき。
- (2) 当社が治療費用保険金を支払うべき場合において、被保険者が現実に支出した通貨と支払通貨が異なるとき。

第 27 条（保険金の支払）

当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が第 24 条（保険金の請求）第 1 項の規定による手続をした日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

第 28 条（鑑定人および裁定人）

傷害または後遺障害の程度について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの鑑定人の判断に任せます。この場合において、鑑定人の間で意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する 1 名の裁定人にこれを裁定させます。

当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第 29 条（代位）

当社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

前項の規定にかかわらず、当社が治療費用保険金を支払うべき第 7 条（治療費用保険金の支払）第 1 項各号の費用について、被保険者またはその相続人が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払った治療費用保険金の限度内で、かつ、被保険者またはその相続人の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第7章 死亡保険金受取人の指定または変更等

第30条（死亡保険金受取人の指定または変更）

保険契約締結の際、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を指定することができます。

第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により死亡保険金が支払われる場合において、前項の規定による死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

保険契約締結の後において、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます。

前項の規定による死亡保険金受取人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により死亡保険金が支払われる場合において、死亡保険金受取人がすでに死亡しており、かつ、第3項の規定による新たな死亡保険金受取人が指定されていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、順次の法定相続人とします。）で生存している者を死亡保険金受取人とします。

第31条（保険契約者の変更）

保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。

前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第32条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱）

この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第33条（契約内容の登録）

当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 死亡保険金受取人の氏名
- (4) 保険金額
- (5) 保険期間
- (6) 当会社名

各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。

保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第34条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1（第6条関係）

後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき 100%
- (2) 1眼が失明したとき 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%

4. 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき 100%
- (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
- (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき 5%

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき 3%

6. 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき 30%
- (3) 脊柱に奇形を残すとき 15%

7. 腕（手関節以上をいう）脚（足関節以上をいう）の障害

- (1) 1腕または1脚を失ったとき 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき 35%

- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき 5%

8. 手指の障害

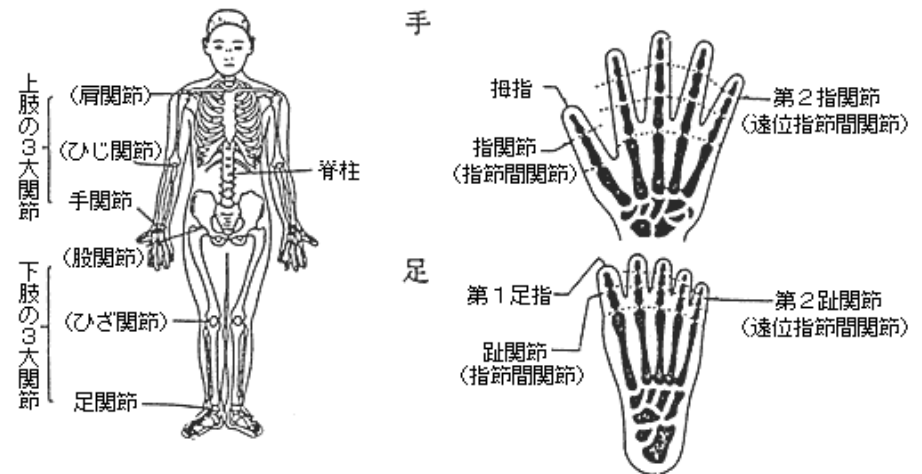
- (1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき 20%
- (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15%
- (3) 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 8%
- (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%

9. 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき 100%

（注1） 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。
 （注2） 関節などの説明図



別表2（第6条第5項関係）

1. 両眼が失明したとき
2. 両耳の聴力を全く失ったとき
3. 両腕（手関節以上をいう）を失ったときまたは両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
4. 両脚（足関節以上をいう）を失ったときまたは両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき

(注1) 第3号および第4号の規定中「手関節」および「足関節」については別表1（注2）の関節の説明図によります。

(注2) 第3号および第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3（第8条関係）

第8条（保険金等の削減）の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表4（第24条関係）

保険金請求書類

提出書類	保険金種類		
	死亡	後遺障害	治療費用
1. 保険金請求書			
2. 保険証券			
3. 当社の定める傷害状況報告書			
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書			
5. 死亡診断書または死体検案書			
6. 後遺障害または傷害の程度を証明する医師の診断書			
7. 第7条（治療費用保険金の支払）第1項各号の費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からの当該費用の請求書			
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書			
9. 被保険者の印鑑証明書			
10. 被保険者の戸籍謄本			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人の指定がない場合）			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）			

(注) 保険金を請求するときには、を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

クレジットカード用海外旅行傷害保険特約条項

第1章 傷害担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が、第6章一般条項第3条（責任期間）に規定する責任期間（以下「責任期間」といいます。）中に海外旅行傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったときは、この担保条項、第6章一般条項および普通約款の規定に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金または治療費用保険金をいいます。以下この担保条項において同様とします。）を支払います。

普通約款第5条（死亡保険金の支払）および第6条（後遺障害保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が他の特定クレジットカードを所有している場合において、前項の傷害に対してこの保険契約に基づいて支払うべき保険金が被保険者1名あたり、死亡保険金の場合、保険証券記載の保険金額（以下この項において「保険金額」といいます。）後遺障害保険金の場合、保険金額に普通約款別表1の各号に掲げる割合を乗じた額（普通約款第10条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定を適用する場合は、当該規定により決定した金額をいいます。以下この条において「支払上限額」といいます。）をこえるときは、当会社は、法人カードにおける支払上限額（それぞれの支払上限額が異なる場合には、当該被保険者については、そのうち最も高い額とします。以下同様とします。）および法人カード以外の特定クレジットカード（第4項において「その他のカード」といいます。）における支払上限額の合計額を限度として保険金を支払います。

第1項の傷害に対して死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払責任額の合計額が、それぞれの保険契約において規定された支払上限額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払上限額」といいます。）をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{最高支払上限額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \begin{array}{l} \text{死亡保険金} \\ \text{または後遺} \\ \text{障害保険金} \\ \text{の額} \end{array}$$

前項の規定は、各クレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたはその他のカードの別により、それぞれ適用します。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が普通約款別表3に掲げる運動等を行っている間に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が当該航空機または船舶に搭乗している間の事故により傷害を被って死亡したものと推定します。

第2章 疾病治療費用担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当した場合は、次項に掲げる金額を、この担保条項、第6章一般条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、支払います。

- (1) 次に掲げる疾病（妊娠、出産、早産および流産を含みません。以下同様とします。）のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合
 - イ．責任期間中に発病した疾病
 - ロ．責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
- (2) 責任期間中に感染した別表1に掲げる伝染病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合

前項にいう「次項に掲げる金額」とは、次の各号に掲げる金額で、当会社が妥当と認めた金額をいいます。

- (1) 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
 - イ．医師の診察費、処置費および手術費
 - ロ．医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ハ．X線検査費、諸検査費および手術室費
 - ニ．職業看護婦（日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。）費
 - ホ．病院または診療所へ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。）した場合の入院費
 - ヘ．入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないことなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。以下この号において「ホテル」といいます。）の室内で医師の治療を受けたとき（医師の指示によりホテルで静養するときを含みます。）のホテル客室料
 - ト．入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - チ．救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
 - リ．入院または通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。）のための交通費
 - ヌ．入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことから、他の病院または診療所へ移転するための移転費（治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。第5章救済者費用等担保条項第2条（費用の範囲）第4号において同様とします。）ただし、日本国内（被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - ル．治療のために必要な通訳雇入費

(2) 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1 疾病（合併症および続発症を含みます。第5項において同様とします。）について20万円を限度とします。

イ．国際電話料等通信費

ロ．入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。）

(3) 被保険者が治療のために入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

イ．被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

ロ．被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

第1項第1号の発病の認定は、医師の診断によります。以下同様とします。

第1項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

- (1) 当社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
- (2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- (3) 歯科疾病
- (4) 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）を行っている間に発病した高山病

第1項の疾病治療費用保険金の支払は、1 疾病について保険証券記載の疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の同種の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が同項の費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を疾病治療費用保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{疾病治療費用保険金の額}$$

第1項の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から第2項第1号または第3号に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者が当該機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者が当該費用を支出したものとみなして前各項の規定により算出した疾病治療費用保険金を当該機関に支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者に対する刑の執行
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著し

く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。）

- (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) 第6号以外の放射線照射または放射能汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

第3章 賠償責任危険担保条項

第1条（当社の支払責任）

当社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故（以下この担保条項において「事故」といいます。）により、他人の身体の障害（この担保条項においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または他人の財物の滅失、汚損もしくはき損（以下「財物の破損」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この担保条項、第6章一般条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合 - その1）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (5) 第3号以外の放射線照射または放射能汚染

第3条（保険金を支払わない場合 - その2）

当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この限りではありません。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者と同居する親族（旅行のために一時的に別居する親族を含みます。）および旅行

行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

- (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この限りではありません。
- イ．ホテル等の宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）に与えた損害
- ロ．住宅等の居住施設内の部屋（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
- ハ．賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- (8) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (9) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (10) 航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。）車両（原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。）銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限り、ます。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- (2) 第1条（当社の支払責任）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）第1項第2号に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用
- (3) 前号の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- (4) 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (5) 第7条（当社による解決）第1項に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の賠償責任保険金額（以下この条において「賠償責任保険金額」といいます。）をもって限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用についてはその全額。ただし、同条第4号の費用は、1回の事故につき、同条第1号の損害賠償金の額が賠償責任保険金額をこえる場合は、賠償責任保険金額の同号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第6条（事故の発生）

第1条（当社の支払責任）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、被保険者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときは、その住所、氏名を事故の日からその日を含めて30日以内

に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
- (3) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
- (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、ただちに書面により当社に通知すること。

被保険者またはその代理人が当社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は、同項第1号および第4号の場合は保険金を支払いません。また、同項第2号の場合は防止または軽減できたと認められる損害額を、同項第3号の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分をそれぞれ控除して支払額を決定します。

第7条（当社による解決）

当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができ、ます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

第8条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（代位）

当社は、保険金を支払ったときは、支払った金額の限度において、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、次の権利を取得します。

- (1) 被保険者が第三者から損害の賠償を受けるときは、その損害賠償請求権
- (2) 被保険者が損害を賠償したことによって代位取得するものがあるときは、その代位権
- 被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第4章 携行品損害担保条項

第1条（当社の支払責任）

当社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故（以下この担保条項において「事故」といいます。）によって保険の目的について被った損害に対して、この担保条項、第6章一般条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (3) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。第5章救済者費用等担保条項第3条（保険金を支払わない場合）第1項第4号において同様とします。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
- (9) 保険の目的の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった瑕疵を除きます。
- (10) 保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等
- (11) 保険の目的の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (12) 保険の目的である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的に生じた損害については、この限りではありません。
- (13) 保険の目的の置き忘れまたは紛失
- (14) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。

第3条（保険の目的およびその範囲）

保険の目的は、被保険者が旅行行程中に携帯する被保険者所有の身の回り品に限り、前項の身の回り品が居住施設内（居住施設が一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。）にある間は、保険の目的に含まれません。

第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、保険の目的に含まれません。

- (1) 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）宿泊券、観光

券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）についてはこの限りではありません。

- (2) 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）クレジットカードカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、旅券についてはこの限りではありません。
- (3) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- (4) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- (5) 被保険者が普通約款別表3に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具
- (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- (7) 動物および植物
- (8) その他保険証券記載の物

第4条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の目的の価額（第5項において「保険価額」といいます。）によって定めます。

保険の目的の損傷を修繕し得る場合においては、保険の目的を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含めません。

保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が当該保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前2項の規定によって損害額を決定します。

第6条（損害の発生）第3項の費用を被保険者またはその代理人が負担したときは、その費用および前3項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

前各項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の目的の保険価額をこえるときは、当該保険価額をもって損害額とします。

前各項の規定にかかわらず、保険の目的が乗車券等の場合においては、当該乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および被保険者またはその代理人が負担した第6条（損害の発生）第3項の費用の合計額を損害額とします。

第1項から第5項までの規定にかかわらず、保険の目的が旅券の場合には、次の各号に掲げる費用を損害額とします。ただし、1回の事故について50,000円を限度とします。

- (1) 旅券の再取得費用
旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用
イ．事故の生じた地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において「旅券再発給地」といいます。）へ赴く被保険者の交通費
ロ．領事官に納付した再発給手数料および電信料
ハ．旅券再発給地における被保険者のホテル客室料
- (2) 渡航書の取得費用
旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用
イ．事故の生じた地から発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において「渡航書発給地」といいます。）へ赴く被保険者の交通費
ロ．領事官に納付した発給手数料
ハ．渡航書発給地における被保険者のホテル客室料

保険の目的の1個、1組または1対について損害額が100,000円をこえるときは、当社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の目的が乗車券等である場合において、保険の目的の損害額の合計額が50,000円をこえるときは、当社は、そのものの損害額を50,000円とみなします。

遭難した被保険者を捜索、救助または移送（以下この条において「捜索」といいます。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

(2) 航空運賃等交通費

被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために事故発生地または被保険者の収容地（以下この条においてこれを「現地」といいます。）へ赴く被保険者の親族（これらの者の代理人を含みます。以下この条において「救援者」といいます。）の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条第1項第4号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

(3) ホテル等客室料

現地および現地までの行程における救援者のホテル客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条第1項第4号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

(4) 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所（被保険者がカード会社に現住所として登録した住所をいいます。以下この号において「被保険者住所」といいます。）に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者住所もしくは被保険者住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。

イ．被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

ロ．普通約款第7条（治療費用保険金の支払）第1項第1号もしくは第3号または第2章疾病治療費用担保条項第1条（当会社の支払責任）第2項第1号もしくは第3号により支払われるべき費用

(5) 遺体処理費用

死亡した被保険者の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。

(6) 諸雑費

救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等をいい、20万円を限度とします。ただし、普通約款第7条（治療費用保険金の支払）第1項第2号または第2章疾病治療費用担保条項第1条（当会社の支払責任）第2項第2号により支払われるべき費用については除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意。ただし、被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項第1号ニ．に該当した場合はこの限りではありません。
- (2) 救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項第1号ニ．に該当した場合はこの限りではありません。

(4) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に第1条（当会社の支払責任）第1項第1号イ．に該当した場合はこの限りではありません。

(5) 被保険者に対する刑の執行

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(7) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(8) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染

当会社は、被保険者が普通約款別表3に掲げる運動等を行っている間に第1条（当会社の支払責任）第1項第2号から第4号までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

当会社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものによって第1条（当会社の支払責任）第1項第2号に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

第4条（救援者費用等保険金の支払）

当会社は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、当会社が妥当と認めた部分についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

第5条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用等保険金の額は会員資格期間を通じ、保険証券記載の救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第6条（事故の通知）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当したときは、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、第1条（当会社の支払責任）第1項各号のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次の各号に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(1) 第1条（当会社の支払責任）第1項第1号または第2号の場合は、事故発生の状況および傷害の程度または疾病の発病の状況および経過

(2) 第1条（当会社の支払責任）第1項第3号または第4号の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、救援者費用等保険金を支払いません。

第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2条（費用の範囲）の費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を救援者費用等保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{救援者費用等保険金の支払額}$$

第8条（代位）

当会社が救援者費用等保険金を支払うべき第1条（当会社の支払責任）第1項の費用について、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当会社が支払った救援者費用等保険金の限度内で、かつ、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、当会社に移転します。

保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第6章 一般条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 特定クレジットカード
第8号に規定するクレジットカード付帯保険契約が付保された保険証券記載のクレジットカードをいいます。
- (2) カード会社
特定クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。
- (3) カード会員
カード会社が、クレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与している者をいいます。ただし、第5号に規定する法人カード会員は含みません。
- (4) 法人カード
特定クレジットカードのうち、申込人が法人、団体または個人事業主（以下この号において「法人等」といいます。）であって、カード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたはカード利用代金の支払債務が法人等によって保証されているものをいいます。
- (5) 法人カード会員
法人カードの利用者としてカード会社に登録されている者をいいます。
- (6) 旅行期間
被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に到着するまでの間で、かつ、日本国を出国する日の前日の午前0時から日本国に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。
- (7) 会員資格期間

イ．保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時から末日の午後12時までの間に新たにカード会員または法人カード会員となった者については、当該会員がカード会社に登録された日の翌日の午前0時から1年間をいいます。

ロ．保険期間中にカード会員または法人カード会員の資格を更新する者については、更新前の会員資格期間末日の翌日の午前0時から1年間をいいます。ただし、この保険契約が継続契約でない場合においては、保険期間の初日の午前0時から更新前の会員資格期間末日の午後12時までの期間を含みます。

(8) クレジットカード付帯保険契約

カード会社を保険契約者とし、カード会員または法人カード会員を被保険者とする保険契約で、かつ、次の条件をすべて満たすものをいいます。

イ．保険契約者であるカード会社が保険料の全額を負担していること。

ロ．その約款または特約条項において、他のクレジットカード付帯保険契約があった場合の支払保険金の算出方法について第1章傷害担保条項第1条（当会社の支払責任）第3項または第4項に規定する方式と同様の方式が規定されていること。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者とは、カード会員または法人カード会員の資格を有する者とし、また、新たにカード会員の資格を有する者については、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、新たに法人カード会員の資格を有する者については、資格取得日の翌々週の応当日から、被保険者として扱います。

第3条（責任期間）

この特約条項の責任期間は、会員資格期間内に開始された旅行期間（被保険者となった後に開始した旅行期間に限り、）中とします。ただし、被保険者の旅行期間が、被保険者が日本国を出国してから保険証券記載の期間の末日の午後12時（以下この条において「末日の午後12時」といいます。）を経過したときにおいても終了していない場合には、この特約条項の責任期間は、末日の午後12時に終わります。

前項の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、責任期間の終期は当会社が妥当と認める時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

(1) 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関（以下この条において「交通機関」といいます。）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休

(2) 交通機関の搭乗予約受付業務に^{かし}瑕疵があったことによる搭乗不能

(3) 被保険者が医師の治療を受けたこと。

前項の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、当会社が妥当と認める時間を限度として、責任期間の終期は延長されるものとします。

(1) 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

(2) 被保険者に対する公権力による拘束

(3) 被保険者が誘拐されたこと。

当会社は、被保険者が会員資格期間内に開始した旅行期間中にカード会員または法人カード

会員の資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者として取り扱い、前3項の規定を適用して保険金を支払います。

第4条（時刻）

この特約条項において時刻に関する規定はすべて保険証券発行地の標準時によるものとします。

第5条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下この項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、告げなかった事実または告げた不実のことが、他のクレジットカード付帯保険契約（以下「重複保険契約」といいます。）に関する事項である場合には、当社は、保険契約者またはその代理人に故意および重大な過失がなかったときにも、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当社が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者またはその代理人が、この保険契約により保険金を支払うべき傷害、疾病、損害または費用の生じる前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合（前項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者またはその代理人に故意または重大な過失があり、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。）、なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者が更正すべき事実を当社に告げても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
- (4) 当社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合。ただし、前項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者またはその代理人に故意または重大な過失があり、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。

保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。ただし、同項ただし書の規定については、この限りではありません。

第1項の規定による解除が傷害、疾病、損害または費用の生じた後になされた場合でも、普通約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第6条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者またはその代理人は、重複保険契約を締結するときはあらか

じめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第7条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者であるカード会員または法人カード会員の名簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

保険契約者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定による要求に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

第8条（暫定保険料）

保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を当社に支払わなければなりません。

保険期間が始まった後でも、当社は、次の各号に掲げる傷害、損害、疾病または費用に対しては保険金を支払いません。

- (1) 前項の暫定保険料を領収する前に生じた事故により被った第1章傷害担保条項第1条（当社の支払責任）の傷害または第3章賠償責任危険担保条項第1条（当社の支払責任）もしくは第4章携行品損害担保条項第1条（当社の支払責任）の損害
- (2) 前項の暫定保険料を領収する前に発病した第2章疾病治療費用担保条項第1条（当社の支払責任）の疾病
- (3) 前項の暫定保険料を領収する前に発生した第5章救援者費用等担保条項第1条（当社の支払責任）第1項の費用

第9条（通知）

保険契約者またはその代理人は、保険証券記載の通知日までに、保険期間中の各月の一日日における新たな被保険者数等を、書面により、当社に通知しなければなりません。

前項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者またはその代理人に故意または重大な過失があったときは、当社は、保険金を支払いません。

第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があったときは、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。

第10条（確定保険料）

保険契約者は、前条の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料（以下この条において「確定保険料」といいます。）を保険証券記載の払込期日（以下この条において「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。ただし、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料については、暫定保険料との間でその差額を精算します。

保険契約者が前項の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当社は、当該確定保険料を算出するための保険契約者またはその代理人からの通知において新たに被保険者となった者が当該確定保険料を領収するまでの間に開始した旅行期間中に被った傷害、疾病、損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

保険期間終了時に、確定保険料を暫定保険料との間で一時に精算する場合において、前条の規定による通知に基づく毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料をこえたときは、保険契約者は、当社の請求により追加暫定保険料を当社に支払わなければなりません。この場合において、保険契約者が追加暫定保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に新たな被保険者が被った傷害、疾病、損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第 11 条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第 4 項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (1) 死亡保険金請求の場合
 - イ．当社の定める傷害状況報告書
 - ロ．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ．被保険者の法定相続人の印鑑証明書
 - ニ．死亡診断書または死体検案書
 - ホ．被保険者の戸籍謄本
 - ヘ．被保険者の法定相続人の戸籍謄本
 - ト．被保険者が会員となっている他のクレジットカードに関する報告書
 - チ．死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（死亡保険金の請求を第三者に委任する場合）
- (2) 後遺障害保険金請求の場合
 - イ．当社の定める傷害状況報告書
 - ロ．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ．被保険者の印鑑証明書
 - ニ．後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ホ．被保険者が会員となっている他のクレジットカードに関する報告書
 - ヘ．後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合）
- (3) 治療費用保険金請求の場合
 - イ．当社の定める傷害状況報告書
 - ロ．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ．被保険者の印鑑証明書
 - ニ．傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ホ．普通約款第 7 条（治療費用保険金の支払）第 1 項各号の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からの当該費用の請求書
 - ヘ．治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合）
- (4) 疾病治療費用保険金請求の場合
 - イ．責任期間中または責任期間終了後 48 時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後 48 時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する医師の診断書
 - ロ．第 2 章疾病治療費用担保条項第 1 条（当社の支払責任）第 2 項各号の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からの当該費用の請求書
 - ハ．被保険者の印鑑証明書
 - ニ．疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合）
- (5) 賠償責任危険保険金請求の場合
 - イ．当社の定める事故状況報告書
 - ロ．示談書その他これに代わるべき書類
 - ハ．損害を証明する書類
 - ニ．賠償責任危険保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（賠

償責任危険保険金の請求を第三者に委任する場合）

- (6) 携行品損害保険金請求の場合
 - イ．当社の定める事故状況報告書
 - ロ．警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ハ．保険の目的の損害の程度を証明する書類
 - ニ．携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合）
- (7) 救援者費用等保険金請求の場合
 - イ．被保険者が第 5 章救援者費用等担保条項第 1 条（当社の支払責任）第 1 項各号のいずれかに該当したことを証明する書類
 - ロ．救援者費用等保険金の支払を受けようとする第 5 章救援者費用等担保条項第 2 条（費用の範囲）各号に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ハ．被保険者の印鑑証明書
 - ニ．救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合）

普通約款第 7 条（治療費用保険金の支払）第 4 項もしくは第 2 章疾病治療費用担保条項第 1 条（当社の支払責任）第 7 項の規定により被保険者が当社と提携する機関への治療費用保険金もしくは疾病治療費用保険金の支払を当社に求めるときまたは第 5 章救援者費用等担保条項第 1 条（当社の支払責任）第 2 項の規定により保険契約者、被保険者もしくは被保険者の親族が当社と提携する機関への救援者費用等保険金の支払を当社に求めるときも、前項の規定を適用します。

当社は、第 1 項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

被保険者または保険金を受け取るべき者が第 1 項もしくは前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第 12 条（普通約款の適用除外）

この特約条項の次の担保条項については、普通約款の次の規定を適用しません。

- (1) 第 1 章傷害担保条項
 - 普通約款第 2 条（責任の始期および終期）第 5 条（死亡保険金の支払）第 3 項、第 8 条（保険金等の削減）第 9 条（死亡の推定）第 11 条（告知義務）第 13 条（重複保険契約に関する通知義務）第 14 条（職業または職務の変更に係る通知義務）第 15 条（保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更に係る通知義務）第 17 条（保険契約の無効）第 2 号、第 20 条（保険契約の解除）第 3 項、第 24 条（保険金の請求）および第 30 条（死亡保険金受取人の指定または変更）
- (2) 第 2 章疾病治療費用担保条項
 - 普通約款第 2 条（責任の始期および終期）第 3 条（保険金を支払わない場合 - その 1）第 4 条（保険金を支払わない場合 - その 2）第 8 条（保険金等の削減）第 11 条（告知義務）第 13 条（重複保険契約に関する通知義務）第 14 条（職業または職務の変更に係る通知義務）第 15 条（保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更に係る通知義務）第 17 条（保険契約の無効）第 2 号、第 20 条（保険契約の解除）第 3 項、第 24 条（保険金の請求）および第 30 条（死亡保険金受取人の指定または変更）
- (3) 第 3 章賠償責任危険担保条項、第 4 章携行品損害担保条項および第 5 章救援者費用等担保条項

普通約款第2条(責任の始期および終期)第3条(保険金を支払わない場合-その1)第4条(保険金を支払わない場合-その2)第8条(保険金等の削減)第11条(告知義務)第13条(重複保険契約に関する通知義務)第14条(職業または職務の変更にに関する通知義務)第15条(保険料の返還または請求-職業または職務の変更にに関する通知義務)第17条(保険契約の無効)第20条(保険契約の解除)第23条(事故の通知)第24条(保険金の請求)第29条(代位)および第30条(死亡保険金受取人の指定または変更)

第13条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第12条(保険料の返還または請求-告知義務)第1項の規定中「前条第1項」とあるのは「この特約条項第6章一般条項第5条(告知義務)第1項」、「保険契約者および被保険者(これらの者の代理人を含みます。)」とあるのは「保険契約者およびその代理人」
- (2) 第12条(保険料の返還または請求-告知義務)第2項の規定中「前条第3項第3号」とあるのは「この特約条項第6章一般条項第5条(告知義務)第2項第3号」
- (3) 第20条(保険契約の解除)第1項、第5項および第6項の規定中「第13条(重複保険契約に関する通知義務)」とあるのは「この特約条項第6章一般条項第6条(重複保険契約に関する通知義務)」
- (4) 第20条(保険契約の解除)第6項の規定中「保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)」とあるのは「保険契約者またはその代理人」
- (5) 第22条(保険料の返還-解除の場合)第2項の規定中「既経過期間に対応する保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約条項別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料」
- (6) 第27条(保険金の支払)の規定中「第24条(保険金の請求)第1項の規定による手続」とあるのは「この特約条項第6章一般条項第11条(保険金の請求)第1項の規定による手続」

前項の規定のほか、次の担保条項については、普通約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第1章傷害担保条項

- イ. 第4条(保険金を支払わない場合-その2)の規定中「保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。」とあるのは「保険金を支払いません。」
- ロ. 第5条(死亡保険金の支払)第1項、第6条(後遺障害保険金の支払)第1項および第5項、第7条(治療費用保険金の支払)第1項、第10条(他の身体の障害または疾病の影響)ならびに第23条(事故の通知)第1項の規定中「第1条(当会社の支払責任)」とあるのは「この特約条項第1章傷害担保条項第1条(当会社の支払責任)」
- ハ. 第5条(死亡保険金の支払)第1項の規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- ニ. 第5条(死亡保険金の支払)第2項の規定中「第30条(死亡保険金受取人の指定または変更)第1項から第3項の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が」とあるのは「前項の場合において、被保険者の法定相続人が」、「死亡保険金受取人に」とあるのは「被保険者の法定相続人に」
- ホ. 第6条(後遺障害保険金の支払)第6項の規定中「保険期間」とあるのは「会員資格期間」
- ヘ. 第25条(当会社の指定医による診察等の要求)第1項の規定中「前条」とあるのは

「この特約条項第6章一般条項第11条(保険金の請求)」

- ト. 第32条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)第1項および第2項の規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- (2) 第2章疾病治療費用担保条項
- イ. 第10条(他の身体の障害または疾病の影響)第1項の規定中「第1条(当会社の支払責任)の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「この特約条項第2章疾病治療費用担保条項第1条(当会社の支払責任)の疾病の発病の」、「同条の傷害が重大となったとき」とあるのは「疾病が重大となったとき」
 - ロ. 第10条(他の身体の障害または疾病の影響)第2項の規定中「第1条(当会社の支払責任)の傷害が重大となったとき」とあるのは「疾病が重大となったとき」
 - ハ. 第12条(保険料の返還または請求-告知義務)第3項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した疾病」
 - ニ. 第19条(保険料の返還-無効、失効の場合)第2項の規定中「傷害が生じていた」とあるのは「疾病が発病していた」
 - ホ. 第20条(保険契約の解除)第5項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した疾病」
 - ヘ. 第22条(保険料の返還-解除の場合)の規定中「傷害が生じていた」とあるのは「疾病が発病していた」
 - ト. 第23条(事故の通知)第1項の規定中「被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被ったときは」とあるのは「被保険者が発病したときは」、「その原因となった事故の日から」とあるのは「発病した日から」、「事故発生の状況および傷害の程度」とあるのは「発病の状況および経過」
 - チ. 第25条(当会社の指定医による診察等の要求)第1項の規定中「前条」とあるのは「この特約条項第6章一般条項第11条(保険金の請求)」
 - リ. 第28条(鑑定人および裁定人)第1項の規定中「傷害または後遺障害」とあるのは「疾病」
 - ヌ. 第29条(代位)第2項の規定中「治療費用保険金」とあるのは「疾病治療費用保険金」、「第7条(治療費用保険金の支払)第1項各号」とあるのは「この特約条項第2章疾病治療費用担保条項第1条(当会社の支払責任)第2項各号」
- (3) 第3章賠償責任危険担保条項
- イ. 第12条(保険料の返還または請求-告知義務)第3項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
 - ロ. 第19条(保険料の返還-無効、失効の場合)第2項の規定中「支払うべき傷害」とあるのは「支払うべき損害」
 - ハ. 第20条(保険契約の解除)第5項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
 - ニ. 第22条(保険料の返還-解除の場合)の規定中「支払うべき傷害」とあるのは「支払うべき損害」
 - ホ. 第28条(鑑定人および裁定人)第1項の規定中「傷害または後遺障害の程度について」とあるのは「損害の程度について」
- (4) 第4章携行品損害担保条項
- イ. 第12条(保険料の返還または請求-告知義務)第3項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
 - ロ. 第19条(保険料の返還-無効、失効の場合)第2項の規定中「支払うべき傷害」とあるのは「支払うべき損害」

- ハ．第 20 条（保険契約の解除）第 5 項の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
 - ニ．第 22 条（保険料の返還 - 解除の場合）の規定中「支払うべき傷害」とあるのは「支払うべき損害」
 - ホ．第 28 条（鑑定人および裁定人）第 1 項の規定中「傷害または後遺障害の程度について」とあるのは「損害額について」
- (5) 第 5 章救援者費用等担保条項
- イ．第 12 条（保険料の返還または請求 - 告知義務）第 3 項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約条項第 5 章救援者費用等担保条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用」
 - ロ．第 19 条（保険料の返還 - 無効、失効の場合）第 2 項の規定中「傷害」とあるのは「この特約条項第 5 章救援者費用等担保条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項の費用」
 - ハ．第 20 条（保険契約の解除）第 5 項の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約条項第 5 章救援者費用等担保条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用」
 - ニ．第 22 条（保険料の返還 - 解除の場合）の規定中「傷害」とあるのは「この特約条項第 5 章救援者費用等担保条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項の費用」
 - ホ．第 25 条（当会社の指定医による診察等の要求）第 1 項の規定中「第 23 条（事故の通知）」とあるのは「この特約条項第 5 章救援者費用等担保条項第 6 条（事故の通知）」、「前条」とあるのは「この特約条項第 6 章一般条項第 11 条（保険金の請求）」
 - ヘ．第 28 条（鑑定人および裁定人）第 1 項の規定中「傷害または後遺障害の程度」とあるのは「費用の額」

第 14 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表 1（第 2 章第 1 条第 1 項第 2 号関係）

第 2 章疾病治療費用担保条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項第 2 号の伝染病とは、次のものをいいます。

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱

別表 2（第 6 章第 13 条第 1 項第 4 号関係）

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
3日まで	4
4日まで	5
6日まで	8
8日まで	10
11日まで	11
15日まで	13
18日まで	14
22日まで	16
25日まで	17
28日まで	19
31日まで	20
46日まで	24
2か月まで	28
3か月まで	36
4か月まで	44
5か月まで	51
6か月まで	58
7か月まで	65
8か月まで	72
9か月まで	79
10か月まで	86
11か月まで	93
1年まで	100

クレジットカード用海外旅行傷害保険被保険者の範囲に関する特約条項

当社は、この特約条項により、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約条項第6章一般条項第2条（被保険者の範囲）ただし書の規定にかかわらず、新たにカード会員または法人カード会員の資格を有する者についても、資格取得日から被保険者とします。

家族特約条項（クレジットカード用海外旅行傷害保険用）

当社は、この特約条項により、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約条項（以下「カード特約」といいます。）の被保険者をカード特約第6章一般条項第1条（用語の定義）第1号の特定クレジットカード（以下この項において「特定クレジットカード」といいます。）の発行会社またはその提携会社（以下この項において「カード会社」といいます。）が、クレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与している者（以下「カード会員」といいます。）またはカード特約第6章一般条項第1条（用語の定義）第4号の法人カードの使用人としてカード会社に登録されている者（以下本項および次項において「法人カード会員」といいます。）およびカード会員または法人カード会員と生計を共にする保険証券記載の親族とします。ただし、カード会員が新たにその資格を有した場合には、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、法人カード会員が新たにその資格を有した場合には、資格取得日の翌々週の応当日から、被保険者とします。

前項のカード会員または法人カード会員と親族の続柄は、傷害もしくは損害の原因となった事故発生時、発病時または費用発生時におけるものをいいます。

この特約条項により被保険者の資格を有する者についても、カード特約第1章傷害担保条項第1条（当社の支払責任）第2項から第4項までの規定を準用します。

クレジットカード用海外旅行傷害保険被保険者の範囲に関する特約条項（家族特約用）

当社は、この特約条項により、家族特約条項（クレジットカード用海外旅行傷害保険用）第1項ただし書の規定にかかわらず、新たにカード会員または法人カード会員の資格を有する者についても、資格取得日から被保険者とします。

クレジットカード用海外旅行傷害保険責任期間に関する特約条項 (A)

第 1 条 (責任期間)

当会社は、この特約条項により、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約条項 (以下「カード特約」といいます。) 第 6 章一般条項第 3 条 (責任期間) 第 1 項の規定にかかわらず、カード特約の責任期間を会員資格期間内で、かつ、被保険者が乗客として搭乗する保険証券記載の公共交通乗用具 (以下この項において「公共交通乗用具」といいます。) または被保険者が参加する募集型企画旅行の料金をカード特約第 6 章一般条項第 1 条 (用語の定義) 第 8 号に規定するクレジットカード付帯保険契約が付保された保険証券記載のクレジットカード (以下「特定クレジットカード」といいます。) により支払ったとき以降の旅行期間とします。ただし、次の各号に掲げる場合に限りです。

- (1) 被保険者が日本国を出国する以前にカード会員または法人カード会員がカード会社またはカード加盟店で公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金を特定クレジットカードにより支払った場合
- (2) 被保険者が日本国を出国する以前にカード会員または法人カード会員がカード会社またはカード加盟店を通じて公共交通乗用具または募集型企画旅行の予約を行い、かつ、その料金を特定クレジットカードにより支払った場合

前項の規定にかかわらず、被保険者の旅行期間が、被保険者が日本国を出国したときから、保険証券記載の期間の末日の午後 12 時 (以下この条において「末日の午後 12 時」といいます。) を経過したときにおいても終了していない場合には、カード特約の責任期間は、末日の午後 12 時に終わります。

前 2 項の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が末日の午後 12 時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、責任期間の終期は当会社が妥当と認める時間で、かつ、72 時間を限度として延長されるものとします。

- (1) 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関 (以下この条において「交通機関」といいます。) のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- (2) 交通機関の搭乗予約受付業務に瑕疵があったことによる搭乗不能
- (3) 被保険者が医師 (被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。) の治療を受けたこと。

前項の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が末日の午後 12 時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、当会社が妥当と認める時間を限度として、責任期間の終期は延長されるものとします。

- (1) 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- (2) 被保険者に対する公権力による拘束
- (3) 被保険者が誘拐されたこと。

当会社は、被保険者が会員資格期間内に開始した旅行期間中にカード会員または法人カード会員の資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者として取り扱い、前各項の規定を適用して保険金を支払います。

クレジットカード用海外旅行傷害保険保険料支払に関する特約が付帯されている場合には、第 1 項および前項の規定中「会員資格期間内」とあるのを「保険期間内」と読み替えて適用し

ます。

第 2 条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) カード会社
特定クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。
- (2) カード会員
カード会社が、クレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与している者をいいます。ただし、第 4 号に規定する法人カード会員は含みません。
- (3) 法人カード
特定クレジットカードのうち、申込人が法人、団体または個人事業主 (以下この号において「法人等」といいます。) であって、カード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたはカード利用代金の支払債務が法人等によって保証されているものをいいます。
- (4) 法人カード会員
法人カードの使用者としてカード会社に登録されている者をいいます。
- (5) カード加盟店
カード会社と加盟店契約を締結している者をいいます。
- (6) 募集型企画旅行
旅行業法第 12 条の 3 の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。

第 3 条 (被保険者の範囲)

カード特約第 6 章一般条項第 2 条 (被保険者の範囲) の規定にかかわらず、この特約条項により、新たにカード会員または法人カード会員の資格を有する者についても、資格取得日から被保険者とします。

第 4 条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。) が保険金の支払を受けようとするときは、カード特約第 6 章一般条項第 11 条 (保険金の請求) 第 1 項の書類のほか、第 1 条 (責任期間) 第 1 項各号に規定する手続が行われたことを証する書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

第 5 条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、海外旅行傷害保険普通保険約款およびカード特約の規定を準用します。

行傷害保険普通保険約款およびカード特約の規定を準用します。